

# 小水道の手引き

館林市 市民環境部 地球環境課 環境政策係  
TEL 0276-72-4111(内線 451)

## はじめに

一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道（例：県営水道、群馬東部水道企業団等）を指し、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給を行っています。

しかし、小水道施設については「水道法」の適用から除外されているため、管理が不十分となる可能性があります。小水道にあっても、本質的には一般の水道とその内容は変わりなく、人の飲用となることに注意し、衛生的で安全な飲料水の確保を図るようお願いいたします。

## 1 小水道とは

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する、水道法の適用除外となる施設の総体で、本市においては、給水人口100人以下の自己水源(井戸水)から供給される水を水源とする水道です(臨時に施設されたものは除く)。

### <小水道の種類>

#### 専用小水道

寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの。

#### 専用自家水道

学校、事務所、事業所等における自家用の小水道であって、30人以上の者にその飲用(居住目的外)に必要な水を供給するもの。

### <適用を受ける小水道の給水人口の例>

- (1) 共同住宅における居住人口
- (2) 学校・幼稚園・保育所等における職員・児童・園児数
- (3) 病院・診療所等における職員及び病床数
- (4) 旅館・ホテル等における従業員及び宿泊者数
- (5) その他事業所における従業員及び勤務者数

※給水人口とは、給水区域内で生活する人の数をいいます。

## 2 設置者の義務等

### ①市への届出

専用小水道または専用自家水道を設置した人(事業者等)は、規則の内容をよく確認して必要な届出・報告をしてください。

| 届出事項                        | 説明                                           | 届出様式                      |
|-----------------------------|----------------------------------------------|---------------------------|
| 専用小水道または専用自家水道を設置したとき       | 設置した日から15日以内に届出様式に必要事項を記入し、添付書類を添えて届け出てください。 | 専用小(自家)水道設置届(様式第1号)       |
| 届出事項に変更が生じたとき(住所、設置者、施設規模等) | 届出様式に必要事項を記入し、添付書類を添えて、すみやかに届け出てください。        | 専用小(自家)水道変更届(様式第2号)       |
| 給水の全部若しくは一部を休止し又は廃止したとき     | 届出様式に必要事項を記入して、すみやかに届け出てください。                | 専用小(自家)水道休止(廃止)届(別記様式第3号) |

### ②維持管理

専用小水道または専用自家水道を設置した人(事業者等)は、以下の点に注意し、適正な管理をお願いいたします。

- ・施設の衛生管理の責任者を定めて、適正な施設管理を行ってください。
- ・施設管理に必要な主要施設の図面や関係書類、工具や検査機器などを整備・保管してください。
- ・施設の点検や清掃、修理、条例に基づく水質検査などを行ったときは、その記録を作成し5年間保存してください。

#### ○衛生管理○

- ・小水道施設は常に清潔に保ち、施設の周囲にみだりに人畜が立ち入らないように、立札の掲示や柵の設置、施錠などの措置を講じてください。
- ・施設への汚水の流入や漏水などには十分注意してください。
- ・給水栓末端での遊離残留塩素は、つねに水1Lにつき0.1mg以上を保持するよう消毒設備の調整を行ってください。
- ・施設の各部については定期的に点検を行い、清潔を保持し、異常や故障の発見に努めてください。

## ○水質管理○

小水道により供給される水は、水質基準に関する省令の表に定める水質基準に適合しなければなりません。小水道事業者等は毎日の検査及び定期的水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、もし、適合していない場合は、その原因を究明し対策を講じてください。

## ○薬品の管理○

原水の塩素消毒や浄水処理に使用する薬品については、関係法令や基準を遵守して保安用具などを整備するとともに、適正な使用を行ってください。

## ○緊急時の措置○

万が一、汚染事故が発生し、市民の健康を害するおそれがあることを察知したときは、すみやかに次の措置をとってください。

- ・給水を即時に停止して、利用者及び居住者に水道水を使用しないように警告を発するとともに、市に連絡をしてください。
- ・汚染原因を調査のうえ、必要な措置をとり、給水再開に向けて市の指示に従ってください。

## ○その他○

この手引きは、飲用を含めた生活用水に関する管理について記載されています。その他の水については、各担当窓口にご相談ください。

- ・食品製造用水 — 食品衛生法の適用を受けます

【食品衛生法上の水質に関する相談窓口】

館林保健福祉事務所 TEL 0276-72-3230

- ・工業用水 — 群馬県では工業用水の供給を行っています

【工業用水の受水に関する相談窓口】

群馬県企業局水道課 TEL 027-226-4011